#### 健康增進型公衆浴場改築支援補助要綱

平成31年4月1日 30生消生第589号 令和5年4月1日 一部改正 4生消生第623号

#### (目的)

第1 この要綱は、区市と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した都民の健康増進、都民相互の交流促進等、 都民の福祉の向上を図るとともに、都民の入浴機会の確保に資することを目的 とする。

#### (定義)

- 第2 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第1条第1項に規定する公衆浴場であって、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和39年東京都条例第184号)第2条第1項に規定する普通公衆浴場又は法第2条第3項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。
- 2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。
- 3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改築 又は改修について所有者の承諾を得た者をいう。

### (補助対象事業)

- 第3 この補助金の交付の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、公 衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、別 表第1に定める施設・設備を設置するものであって、当該公衆浴場所在地の区 長又は市長(以下「当該区市長」という。)による事業計画の推薦を得たもの とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合を除き、他の公的制度の対象と なっている改築又は改修事業は除く。
- 2 1の規定による推薦は、当該事業計画が、次のいずれかに該当することを条件とする。
- (1) 当該事業計画に対し、当該区市による改築又は改修費補助が見込める場合
- (2) 当該区市等が実施する介護予防事業、健康増進事業等において、当該公衆 浴場の活用が見込める場合
- (3) 公衆浴場の所有者又は経営者が、自ら介護保険事業、健康増進事業等を実施する場合
- (4) (1) から(3) までに定めるもののほか、知事が特に必要と認めた場合

#### (補助対象者)

第4 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、 補助事業が完了した日から、改築事業にあっては15年以上、改修事業にあっ ては10年以上公衆浴場の営業を継続し、事業税及び都民税を現に滞納してい ない者とする。ただし、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京 都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団 員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団 (暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成 員に暴力団員等に該当する者があるもの

### (補助内容)

第5 東京都は、第3 1に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者又は 経営者に対し、その改築又は改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助す る。

(補助対象施設整備費の限度額)

- 第6 東京都が補助の対象とする補助対象施設整備費の限度額は、次のとおりと する。
  - (1) 改築事業については、1施設につき3億円
- (2) 改修事業については、1施設につき1億円
- 2 補助対象施設整備費の内容は、次に掲げる費用で、別表第2により算出して 得られた額とする。
- (1) 本体工事費
- (2) 附带設備費
- (3) 初度調弁費
- (4) 設計工事監理委託費

#### (補助金の額)

- 第7 補助金の額は、補助対象施設整備費の4分の1とし、次の(1)又は(2) の金額を超えないものとする。
- (1) 改築事業については、1施設につき7千5百万円
- (2) 改修事業については、1施設につき2千5百万円
- 2 1の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り 捨てた額とする。

#### (助成申請)

- 第8 補助を受けようとする者は、当該区市長に対し、事業計画を提出し、その 推薦を受けた後、事業計画とともに健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請 書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならな い。
  - (1) 当該区市長の推薦書
  - (2) 工事設計書及び見積書
  - (3) 既存の浴場施設の営業許可書の写し並びに建物及び土地の登記事項証明書 (借地の場合は、土地所有者の建築承諾書)
  - (4) 法人の登記事項証明書
  - (5) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し(過去1か年の直近の決算期間)

個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し(過去1か年の直近の

決算期間)

- (8) 営業継続期間誓約書(別記第2号様式)
- (9) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の組合員である公衆浴場の所有者又は 経営者が申請する場合は、同組合の意見書
- (10) 誓約書 (別記第3号様式)
- (11) (1) から(10) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### (助成決定)

- 第9 知事は、第8の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、 適当と認めた場合には助成決定し、健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定 書(別記第4号様式)により、また、助成しないことと決定したときは、通知 書(別記第5号様式)により、それぞれ通知する。
- 2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4に規定する 暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

#### (助成申請の撤回)

第10 助成決定を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、 当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回 をすることができる。

#### (助成決定の辞退)

第11 助成決定を受けた者が、交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

#### (工事の着工時期及び期間)

- 第12 助成決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して60日以内に、助成決定に係る工事に着手しなければならない。また、速やかに工事着手届 (別記第7号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 助成決定を受けた者は、助成決定を受けた年度の3月31日までに当該工事を完了しなければならない。

#### (変更承認申請)

- 第13 助成決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変 更承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならな い。
  - (1) 助成決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
  - (2) 工事の着工時期及び工事期間について、第12 1及び2に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

#### (変更承認)

第14 知事は、第13の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書(別記第9号様式)により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書(別記第10号様式)により、それぞれ通知する。

#### (助成決定の取消し)

- 第15 知事は、助成決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成決 定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- (2) 知事の承認を受けないで、助成決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
- (3) 正当な理由なく、第12 1に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
- (4) (1) から(3) までに定めるもののほか、助成決定の条件又は知事の指示に違反したとき。
- (5) 助成決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) その他、助成決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、1の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書 (別記第11号様式)により通知する。

#### (助成決定に関する届出事項)

第16 助成決定を受けた者が、交付決定前に、住所又は氏名(法人の場合は、 名称及び代表者氏名)の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やか に知事に届け出なければならない。

#### (補助金の交付申請)

- 第17 助成決定を受けた者は、助成対象施設の工事請負契約を締結した日から 起算して30日以内に、補助金交付申請書(別記第12号様式)に次に掲げる 書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - (1)助成決定に係る工事請負契約書の写し
- (2) (1) に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

#### (補助金の交付決定)

- 第18 知事は、第17の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記 第13号様式)により、また、交付しないことと決定したときは、補助金不交 付決定通知書(別記第14号様式)により、それぞれ通知する。
- 2 知事は、1の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

#### (申請の撤回)

第19 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、 書面により申請の撤回をすることができる。

#### (工事完了報告)

第20 補助金の交付決定を受けた者は、助成に係る工事が完了したときは、速 やかに工事完了届(別記第15号様式)を知事に提出し、確認を受けなければ ならない。

#### (補助金の交付手続)

- 第21 知事は、第20の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を 審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書 (別記第16号様式)により通知する。
- 2 1の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書(別 記第17号様式)を提出しなければならない。
- 3 知事は、2の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払を 適当と認めたときは、これを支払うものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、第8 (2)の工事設計書に基づいた進捗状況の報告に応じて、知事が必要と認めたときは、補助金額の一部を交付することができる。
- 5 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金に相当する額の支払を完了したときは、支払の日から起算して10日以内に支払完了届 (別記第18号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

#### (交付決定の取消し)

- 第22 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助事業に係る施設・設備を補助金の交付の目的に反して処分したとき。
  - (2) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) (1) から(3) までに定めるもののほか、補助金交付決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。
- (5)補助金の交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- (7) その他、天災事変等やむを得ず、工事を中止又は廃止したとき。
- 2 1 の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用がある ものとする。

### (補助金の返還)

- 第23 知事は、第22の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第22 1 (4)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が第4に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したときは、知事の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど、知事が特に認める場合はこれを免除することができる。
- 3 2に定める返納額は、別表第3に掲げる算式によって算出して得られた額と

する。ただし、改修事業については、同算式中15年を10年と読み替えて算 出して得られた額とする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第24 知事が第22の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が これを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納 付日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で 計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 知事は、1及び2の場合において、第22 1 (4)の規定により補助金の 交付決定を取り消し、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又 は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても36 5日当たりの割合とする。

#### (交付決定後の届出事項)

- 第25 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出 なければならない。
- (1)補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。
- (2) 第22 1 (2) に該当したとき。
- (3)住所、氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)の変更その他重要な変 更を生じたとき。
- (4)補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき (別記第19号様式による届出)。

### (財産処分の制限等)

- 第26 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用が増加した財産 (一個又は一組の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の工作物、機械及 び器具とする。)を、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定 められている年数を経過した財産及び知事が特別の理由があると認めた財産処 分の場合は、この限りでない。
- 2 知事は、補助事業者が、知事の承認を受けて、この補助事業により取得した 財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知 事の指定する額を東京都に納付させることができる。

#### (その他)

第27 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

区分	補助対象施設・設備					
	必須施設・設備	任意施設・設備				
1 都民の健康増進、都民相 互の交流の促進等が図られ る施設・設備		・駐車場、駐輪場・泡、ジェット、電気、露天、水、サウナ風呂等				
2 地域貢献に資する施設・ 設備 (1)環境に配慮した燃料使 用に係る施設・設備 (2)災害時の地域拠点とな る施設・設備 (3)その他地域貢献に資す る施設・設備	・ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃焼設備	・貯水槽による給水など災害時の地域拠点となるもの・地域の公的施設等併設				

#### 別表第2

### 1 本体工事費

- ・本体工事費※
  - 本体工事費 × 健康增進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積
- · 公衆浴場用駐車場、駐輪場工事費一式
  - ※ 改修事業で併せて耐震改修を行う場合は、その経費を含む。

#### 2 附带設備費

- ・健康増進型公衆浴場用設備工事費(居宅等の非対象部分を除く。)
- ・災害時の地域拠点となる設備工事費
- ・その他地域貢献に資する設備工事費
- 3 初度調弁費
  - ・上記の本体工事、附帯設備工事に係る初度調弁費
- 4 設計工事監理委託費
  - ·設計工事監理委託費 × 健康增進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積

#### 別表第3

返還額=交付金額× $\{(365日×15年−補助事業が完了した日から公衆浴場の営業を廃止した日までの日数)÷(365日×15年)}$ 

# 健康增進型公衆浴場改築支援補助助成申請書

年 月 日

#### 東京都知事殿

健康増進型公衆浴場改築支援補助 ( 費用)を受けたいので、健康増進型公衆浴場 改築支援補助要綱第8の規定に基づき、下記のとおり助成申請します。

なお、助成の決定を受けた場合には、改めて同要綱第17の規定に基づいて交付申請を します。

申請者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名	)	印	庫	1 請者住所		番号	
浴場名			浴	3場所在地		番号	
所有者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名	)		序	「有者住所		番号	
経営者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名	)		経	を営者住所		番号	
	浴場	易施	設の	現 況			
建築年月日			浴場	易床 面 積			m²
建物総床面積		m²	居宅	三床 面 積			m²
	土	地	の	状 況			
所有者氏名				地	積		m²
所有者住所				うち浴場	部分		m²
	健康增進型公衆浴場改築支援 補助対象施設整備費申請額 円					円	

	構造					地上	: 階・	地下	 階建
	全体	床面積	timy		m²	所要経費			円
	浴場部分	床面積	Mary		m²	所要経費			円
	多角化部分	床面積	Him		m²	所要経費			円
	居宅部分	床面積	Him		m²	所要経費			円
事	その他	床面積	Henry		m²	所要経費			円
事業計画	工事予定期間		年	月	日	から	年	月	日まで
[の概要	【補助対象施設・	設備内	沢】						
安(改築				内	容		月	<b>「要経費</b>	ť
樂・改修)	健康増進型浴 施 設 · 設								円
	バリアフリー	一化							円
	ク リ ー エネルギー								円
	受動喫煙防」 関 す る 設								円
	その	他							円
	資金の種類	į	金	盆 額			資金調	達先	
資金	健康増進型公衆 改 築 支 援 ネ (*千円未満の端数も	甫 助			円				
調	区 市 補 助	金			円				
達	金融機関からの何	昔受金			円				
計画	自 己 資	金			円				
	その	他			円				
	合 計				円				

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 営業継続期間誓約書

年 月 日付け健康増進型公衆浴場改築支援補助 ( 費用)の申請に 当たり、下記の事項について履行することを誓約いたします。

- 1 補助事業に係る公衆浴場は、補助事業が完了した日から  $\left(\begin{array}{c} 1.5 \, \mp \\ 1.0 \, \mp \end{array}\right)$  以上営業を継続します。
- 2 上記1の期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするときは、速や かに廃業届(第19号様式)を提出します。
- 3 要綱第23 2の規定により、知事が指定する額の返還を命じたときは、これに異議なく応じます。

# 誓約書

# 東京都知事殿

健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱第8の規定に基づく補助金の助成申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、同要綱第4ただし書に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第22の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第23の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認 のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年	月	日			
住	所				
氏	名				印

- \* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・暴力団員を雇用している者
  - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様

# 健康增進型公衆浴場改築支援補助助成決定書

年 月 日付けで助成申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助( 費用)については、健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱(以下「要綱」という。)第 9の規定に基づき、下記のとおり助成することを決定します。

なお、補助金の交付については、要綱第17の規定に基づき、改めて交付申請を受けて 交付決定します。

年 月 日

東京都知事

記

### 1 補助内容

東京都は、この助成決定により助成の対象となった者(以下「助成対象者」という。)に対し、 に要する費用の一部を補助します。

2 補助対象施設

補助の対象施設は、次の施設とします。

施設の名称	施設の所在地

3 補助の対象とする施設整備費は、

円とします。

- 4 をもって、この補助の条件とします。
- 5 助成対象者は、この助成決定の内容又は条件に異議があるときは、この助成決定書を 受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請を撤回することができます。
- 6 この助成に関しては、要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37 年東京都規則第141号)の定めるところによります。

第号年月日

様

東京都知事

通 知 書

年 月 日付けで助成申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助( 費用)については、下記の理由により助成しないこととしたので通知します。

年 月 日

東京都知事殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 辞 退 届

年 月 日付 第 号で助成決定のあった健康増進型公衆 浴場改築支援補助 ( 費用)について、下記のとおり辞退することを届け出ます。

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 工事着手届

年 月 日付 第 号で助成決定のあった健康増進型公衆 浴場改築支援補助 ( 費用)に係る工事を下記のとおり着手したので届け出ます。

- 1 施設名及び所在地
- 2 工事の概要
- 3 工事請負事業者名
- 4 工事期間

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 変更承認申請書

年 月 日付 第 号で助成決定のあった健康増進型公衆 浴場改築支援補助 ( 費用)の内容について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

- 2 変更理由
- 3 変更年月日

第号年月日

様

東京都知事

### 変更承認書

年 月 日付けで申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助 ( 費用)の内容の変更について、これを承認し、 年 月 日付 第 号による助成決定の一部を下記のとおり変更します。

第号年月日

様

東京都知事

# 変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助 ( 費 用)の内容の変更について、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

様

### 東京都知事

# 助成決定取消通知書

年 月 日付 第 号で助成決定した健康増進型公衆浴場 改築支援補助 ( 費用)について、下記の理由により取り消したので通知します。

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 補助金交付申請書

年 月 日付 第 号で助成決定を受けた健康増進型公衆 浴場改築支援補助 ( 費用)について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

施設整備費  $\mathbb{P} \times 1/4=\mathbb{P}$ 

(ただし、上限 円)

2 施設名及び所在地

住 所

氏名又は法人名

# 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助金 ( 費用)について、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都知事

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 施設名及び所在地
- 3 交付条件

### 4 申請の撤回

申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、この交付決定書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができます。

第号年月日

様

### 東京都知事

# 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助金 ( 費用)について、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

年 月 日付 第 号で交付決定のあった健康増進型公衆 浴場改築支援補助金 ( 費用)に係る工事を下記のとおり完了したので届け出ます。

- 1 施設名及び所在地
- 2 工事の概要
- 3 工事請負事業者名
- 4 工事期間

住 所 氏名又は法人名

補助金額全部確定書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした健康増進型公衆 浴場改築支援補助金 ( 費用)について、 年 月 日付けをもって提出 された工事完了届を審査した結果、適当と認められるので、補助金額を下記のとおり確定 します。

なお、これに基づく請求書を 年 月 日までに提出してください。

年 月 日

東京都知事

記

<u>金 円</u>

# 請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付 第 号で額の確定を受けた健康増 進型公衆浴場改築支援補助金 ( 費用)

年 月 日

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

東京都知事殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 支 払 完 了 届

年 月 日付 第 号により交付を受けた健康増進型公衆 浴場改築支援補助金 (費用)について、補助金相当額の支払を 年 月 日、下記のとおり完了したので届け出ます。

- 1 補助金相当額の支払状況
- 2 添付書類(支払状況を証明するもの)

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

# 廃 業 届

年 月 日付 第 号により健康増進型公衆浴場改築支援補助金 (費用)の交付を受けた公衆浴場の営業を廃止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃業年月日 年 月 日
- 2 廃業理由

3 補助金交付を受けて取得した財産の処分方法